

告 示

埼玉県告示第七百四号

平成二十一年埼玉県告示第四百七十七号（埼玉県知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類について）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二の改正規定は、公布の日から施行し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年六月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

第一中「第二十六条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

第二中「日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）」を「統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類（第三において「日本標準産業分類」という。）」に改める。